

刑事法上の課題

1 通貨偽造罪等の在り方

- 現行刑法上、通貨偽造罪等(同法第148条)は、有体物である銀行券等を客体としており、有体物でないCBDCを不正に作出するなどの行為については成立しないことから、そうした行為に対する罰則の在り方を検討する必要がある。

2 その他

- 民事実体法上の検討状況等も踏まえ、刑事実体法におけるCBDCの帰属や移転等について整理する必要がある。
- 民事手続法上の検討状況等も踏まえ、CBDCに対する没収・追徴や没収保全・追徴保全の方法等について検討する必要がある。

【参照条文】刑法(明治40年法律第45号)

(通貨偽造及び行使等)

第148条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は3年以上の懲役に処する。

2 偽造又は変造の貨幣、紙幣又は銀行券を行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。